

第85回

定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時

場所

愛知県知多郡武豊町字大門田11番地
武豊町民会館 輝きホール

● 目次

第85回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	16
監査報告書	20
株主総会参考書類	23
<会社提案>	

■ 第1号議案 剰余金の処分の件

■ 第2号議案 取締役4名選任の件

<株主提案>

■ 第3号議案 剰余金の処分の件

■ 第4号議案 定款一部変更の件①

■ 第5号議案 定款一部変更の件②

■ 第6号議案 定款一部変更の件③

■ 第7号議案 自己株式の消却の件

■ 第8号議案 定款一部変更の件④

ユタカフーズ株式会社

証券コード 2806

証券コード2806
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

愛知県知多郡武豊町字川脇34番地の1
ユタカフーズ株式会社
代表取締役社長 橋 本 淳

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第85回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yutakafoods.co.jp/ir/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

【ネットで招集】

<https://s.srdb.jp/2806/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県知多郡武豊町字大門田11番地
武豊町民会館 輝きホール
3. 目的事項
報告事項 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 〈会社提案（第1号議案から第2号議案まで）〉
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
〈株主提案（第3号議案から第8号議案まで）〉
- 第3号議案 剰余金の処分の件
第4号議案 定款一部変更の件①
第5号議案 定款一部変更の件②
第6号議案 定款一部変更の件③
第7号議案 自己株式の消却の件
第8号議案 定款一部変更の件④

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

- ・事業報告の会社の体制及び方針
- ・計算書類の個別注記表

したがって、本書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

# 議決権行使 についてのご案内

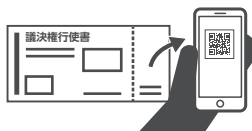
後記の株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただく場合

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

**2025年6月24日(火曜日)**  
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下  
「スマートフォン用議決権行使ウェブ  
サイトログインQRコード」をスマートフォ  
ンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は4ページをご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

**2025年6月24日(火曜日)**  
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙  
に記載の議決権行使コード及びパスワード  
をご利用のうえ、画面の案内に従って  
議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は4ページをご覧ください。

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

**2025年6月24日(火曜日)**  
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示いただき、行使  
期限までに当社株主名簿管理人に  
到着するようにご返送ください。

詳細は5ページをご覧ください。

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へ出席 ●



#### 株主総会開催日時

**2025年6月25日(水曜日)**  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参  
いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑  
いたしますので、お早めのご来場を  
お願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

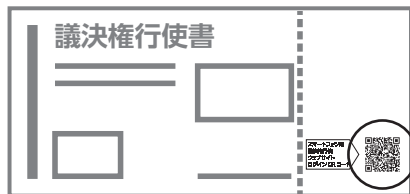
議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## ●「スマート行使」によるご行使●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

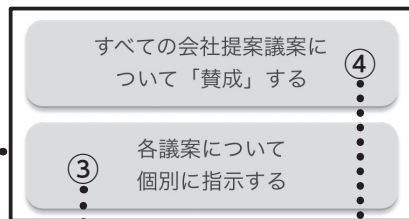


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

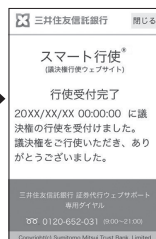


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④全ての会社提案議案について「賛成」する



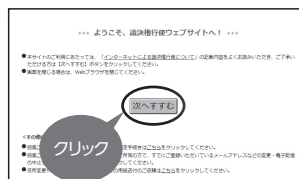
確認画面で  
問題なければ  
「この内容で  
行使する」  
ボタンを押して  
行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

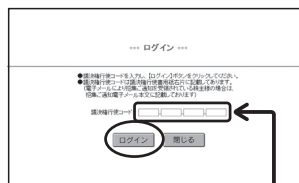
## ●パソコン等によるご行使●

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



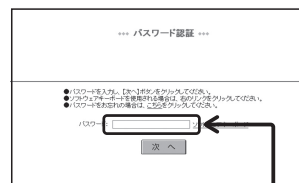
### ②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 「すべての会社提案議案について「賛成」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案には反対が入力されます。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# ● 書面による議決権行使 ●

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙イメージ

**議決権行使書**

株主番号

議決権行使個数

個

**ユタカフーズ株式会社** 御中

私は、2025年6月25日開催の貴社第85期定時株主総会（報酬金または現金を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。

2025年 6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

ユタカフーズ株式会社

|      |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
|------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 議案   | 第1号議案                            | 第2号議案                            |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 会社提案 | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 株主提案 | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 議案   | 第3号議案                            | 第4号議案                            | 第5号議案                            | 第6号議案                            | 第7号議案                            | 第8号議案                            |  |  |
| 株主提案 | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |  |  |
|      | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            |  |  |

（注）株主提案につきましては、当年度株主総会に反対しております。第3～8号議案につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当年度株主総会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。  
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

**お 願 い**

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日午後5時までに到着するように返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし2025年6月24日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。

スマートフォン  
議決権行使  
ウェブサイト  
QRコード

※スマートフォンで「ユタカフーズ株式会社」のQRコードを読み取ってください。

**ユタカフーズ株式会社**

**第3号議案から第8号議案**  
は株主様からのご提案です。  
取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。  
詳細は27頁以降をご参照ください。

▶ **こちらに、各議案の賛否をご記入ください。**

▶ 賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

▶ 反対の場合：「**否**」の欄に○印

**会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける 場合**

|      |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
|------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 議案   | 第1号議案                            | 第2号議案                            |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 会社提案 | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 株主提案 | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 議案   | 第3号議案                            | 第4号議案                            | 第5号議案                            | 第6号議案                            | 第7号議案                            | 第8号議案                            |  |  |
| 株主提案 | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |  |  |
|      | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            |  |  |

**会社提案・取締役会の意見に 反対される 場合**

|      |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
|------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 議案   | 第1号議案                            | 第2号議案                            |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 会社提案 | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 株主提案 | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            |                                  |                                  |                                  |                                  |  |  |
| 議案   | 第3号議案                            | 第4号議案                            | 第5号議案                            | 第6号議案                            | 第7号議案                            | 第8号議案                            |  |  |
| 株主提案 | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |  |  |
|      | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            | <input type="radio"/>            |  |  |

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、賃上げや価格転嫁、各種経済対策の効果等により、雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかに回復しているものの、物価上昇や国際情勢、金融市場の変動により、先行きは不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、円安によるエネルギーを始めとした輸入コストの増加や人手不足を起因とする物流費、人件費の上昇や物価の高騰によって消費者の生活防衛意識は更に高まり、事業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような状況の中、当社は基本方針のもと、取引先への積極的な商品提案、開発体制の強化とともに、最適な設備投資と業務の効率化・適正な生産体制への転換を図り、経営効率の向上と利益目標の達成に取り組んで参りました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高は14,455百万円と前年同期と比べ650百万円（4.7%）の増収となり、営業利益は681百万円と前年同期と比べ95百万円（16.2%）、経常利益は800百万円と前年同期と比べ103百万円（14.8%）、当期純利益は553百万円と前年同期と比べ93百万円（20.4%）の増益となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

液体部門は、受託が増加し、売上高は4,731百万円と前年同期と比べ410百万円（9.5%）の増収となり、セグメント利益（営業利益）は128百万円と前年同期と比べ76百万円（146.9%）の増益となりました。

粉体部門は、顆粒製品の受託が伸び、売上高は4,842百万円と前年同期と比べ110百万円（2.3%）の増収となりましたが、セグメント利益（営業利益）は206百万円と前年同期と比べ35百万円（14.8%）の減益となりました。

チルド食品部門は、受託が増加し、売上高は1,802百万円と前年同期と比べ39百万円（2.2%）の増収となり、セグメント利益（営業利益）は243百万円と前年同期と比べ27百万円（12.6%）の増益となりました。

即席麺部門は、受託が増加し、売上高は1,916百万円と前年同期と比べ94百万円（5.2%）の増収となり、セグメント利益（営業利益）は90百万円と前年同期と比べ28百万円（46.3%）の増益となりました。

その他は、水産物の取扱量が減少し、売上高は1,162百万円と前年同期と比べ4百万円(0.4%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は13百万円と前年同期と比べ0百万円(5.3%)の減益となりました。

部門別売上高について取りまとめて表示しますと次のとおりであります。

| 部 門 \ 年 度 | 前期(2023年4月～2024年3月) |       | 当期(2024年4月～2025年3月) |       | 前 期 比<br>増減(△) |
|-----------|---------------------|-------|---------------------|-------|----------------|
|           | 金 額                 | 構 成 比 | 金 額                 | 構 成 比 |                |
|           | 百万円                 | %     | 百万円                 | %     | %              |
| 液 体       | 4,320               | 31.3  | 4,731               | 32.7  | 9.5            |
| 粉 体       | 4,731               | 34.3  | 4,842               | 33.5  | 2.3            |
| チ ル ド 食 品 | 1,763               | 12.8  | 1,802               | 12.5  | 2.2            |
| 即 席 麵     | 1,821               | 13.2  | 1,916               | 13.3  | 5.2            |
| そ の 他     | 1,167               | 8.4   | 1,162               | 8.0   | △0.4           |
| 合 計       | 13,804              | 100.0 | 14,455              | 100.0 | 4.7            |

### (2) 設備投資の状況と資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は、5,429百万円であります。

このうち主なものは

本社工場      チルド新工場関連設備5,236百万円  
                     液体製造設備23百万円、チルド食品製造設備22百万円  
 鳥取工場      粉体製造設備64百万円であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は、自己資金により賄っております。

### (3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、賃上げによる所得の増加に伴い国内経済は緩やかな回復基調が続くものの、原材料、エネルギー価格の上昇による継続的な物価上昇が懸念され、先行きは不透明で経営環境は依然として厳しい状況で推移することが予想されます。

食品業界におきましても、原材料コストの上昇圧力が強い一方、低価格志向・節約志向に伴う価格競争の激化による厳しい経営環境が継続されるものと予想されます。また、人口減少と高齢化の進展、食の安心・安全に対する意識の高まりなどは依然として続いております。

このような状況の中で、当社は品質第一の姿勢を貫き、安心・安全な製品を提供することを基本として品質管理を徹底し、最適な設備投資と業務の効率化・適正な生産体制による筋肉質なコスト構造への転換を図るとともに、当社独自技術からの積極的な製品提案・開発体制の強化によって売上を拡大し収益力を強化して参ります。

さらに、企業活動における社会的責任の重さを充分認識し、環境保全活動への取り組み、コンプライアンス体制の強化等を推進し、お客様に信頼される企業を目指し、積極的に事業を展開し、社業の発展を図る所存であります。

なお、通期の業績予想につきましては、売上高15,700百万円（前期比8.6%増）、営業利益480百万円（前期比29.6%減）、経常利益560百万円（前期比30.1%減）、当期純利益350百万円（前期比36.8%減）を目標としております。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別   | 第 82 期<br>(2021年4月～<br>2022年3月) | 第 83 期<br>(2022年4月～<br>2023年3月) | 第 84 期<br>(2023年4月～<br>2024年3月) | 第85期(当期)<br>(2024年4月～<br>2025年3月) |
|-------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高       | 15,010百万円                       | 13,740百万円                       | 13,804百万円                       | 14,455百万円                         |
| 経 常 利 益     | 1,459百万円                        | 1,010百万円                        | 697百万円                          | 800百万円                            |
| 当 期 純 利 益   | 1,008百万円                        | 683百万円                          | 459百万円                          | 553百万円                            |
| 1 株当たり当期純利益 | 145円15銭                         | 98円37銭                          | 66円15銭                          | 79円68銭                            |
| 純 資 産       | 21,185百万円                       | 21,652百万円                       | 22,157百万円                       | 22,504百万円                         |
| 総 資 産       | 24,481百万円                       | 24,534百万円                       | 24,871百万円                       | 25,755百万円                         |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 第82期は、即席麺の受託が低調に推移したことにより、経常利益が減少しました。

3. 第83期は、即席麺の受託が低調に推移したことにより、経常利益が減少しました。

4. 第84期は、液体部門において、受託数の減少及び原材料高騰の影響が大きく、経常利益が減少しました。

5. 第85期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

#### (5) 主要な事業内容

- ① 市販用及び業務用の液体及び粉体等の製造販売及び受託製造
- ② マルちゃん製品の液体、粉体、チルド食品及び即席麺等の受託製造

## (6) 主要な営業所及び工場

| 名 称       | 所 在 地             |
|-----------|-------------------|
| 本 社 工 場   | 愛 知 県 知 多 郡 武 豊 町 |
| 鳥 取 工 場   | 鳥 取 県 境 港 市       |
| 東 京 営 業 所 | 東 京 都 港 区         |

## (7) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|--------|---------|-------------|
| 278名    | 18名減   | 39.1歳   | 16.5年       |

(注) 上記従業員数には臨時従業員7名は含んでおりません。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

#### ア. 親会社との関係

当社の親会社は東洋水産株式会社で、同社は当社の株式を3,533千株（持株比率50.86%）保有いたしております。

当社は、東洋水産グループの一員として、東洋水産株式会社より即席麺・チルド食品等の生産を受託しております。長年築きあげてきた調味料の製造技術・設備を有しており、チルド食品においては中部地区の生産拠点として重要な役割を担っております。

#### イ. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場価格や市場金利を勘案して都度親会社との協議の上で、その他の取引先との取引におけるものと同様の取引条件を決定しており、少数株主の利益を害することのないよう取引を行っております。また、当社取締役会は、かかる措置が講じられていることから、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,947,650株(自己株式 1,884,661株を除く)
- (3) 株主数 2,436名
- (4) 大株主

| 株 主 名                         | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 東 洋 水 産 株 式 会 社               | 3,533千株 | 50.86%  |
| VASANTA MASTER FUND PTE. LTD. | 335千株   | 4.82%   |
| 株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店           | 210千株   | 3.02%   |
| MSIP CLIENT SECURITIES        | 207千株   | 2.97%   |
| ユ タ カ フ ー ズ 従 業 員 持 株 会       | 196千株   | 2.83%   |
| 株 式 会 社 あ い ち 銀 行             | 85千株    | 1.22%   |
| 大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社           | 80千株    | 1.15%   |
| 焼 津 水 産 化 学 工 業 株 式 会 社       | 76千株    | 1.09%   |
| 知 多 信 用 金 庫                   | 74千株    | 1.06%   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行           | 61千株    | 0.88%   |

(注) 持株比率は自己株式(1,884,661株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                            |
|---------------|---------|-----------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 橋 本 淳   |                                         |
| 取 締 役         | 山 本 芳 明 | 本社工場長                                   |
| 取 締 役         | 大 茂 為 継 | 株式会社マルモ代表取締役社長                          |
| 取 締 役         | 日 野 恵美子 | 愛知淑徳大学ビジネス学部准教授                         |
| 常 勤 監 査 役     | 奥 田 裕 治 |                                         |
| 監 査 役         | 花 井 謙 造 | 公認会計士・税理士花井会計事務所代表<br>株式会社T S O N 社外監査役 |
| 監 査 役         | 中 野 晴 之 |                                         |

- (注) 1. 取締役大茂為継氏及び日野恵美子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役花井謙造氏及び中野晴之氏は、社外監査役であります。
3. 2024年6月26日開催の第84回定時株主総会において、山本芳明氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 2024年6月26日開催の第84回定時株主総会において、中野晴之氏は監査役に選任され就任いたしました。
5. 2024年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、楠学氏、中村好伸氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2024年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、石川吏志氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 監査役花井謙造氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役の大茂為継氏及び日野恵美子氏並びに監査役の花井謙造氏及び中野晴之氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役大茂為継氏及び日野恵美子氏並びに社外監査役花井謙造氏及び中野晴之氏との間で責任限定契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の概要は、次のとおりです。

- 被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る争訟費用や損害賠償金等が填補の対象とされております。

- ・被保険者による保険料の実質的負担割合は概ね1割とされ、残りを会社が負担しております。
- ・会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を10百万円とし、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象から除外しております。
- ・保険期間は、2025年3月1日から1年間ですが、当該期間満了後も同内容で更新する予定であります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役及び監査役の報酬等は、基本報酬・賞与及び退職慰労金により構成するものとします。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額100百万円（2012年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて、年間の報酬額を決定します。

賞与については、当社の経常利益に基づいて計算された総額を各取締役の従来に支給した役員賞与の額その他諸般の事情に基づいて決定します。株主総会で決議された報酬限度額内にて収まる場合には株主総会の決議事項とはしない運用をしております。各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めのないものとします。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみにより構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、一定の金額を当該社外取締役との協議により決定するものとします。

取締役の個人別の報酬等の決定方法については、各期ごとに社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮った上で決定するものとしておりますが、原則として、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づいて個人別の報酬等の金額を決定するものとします。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 賞与        | 退職慰労金    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 49<br>(6)       | 38<br>(6)       | 10<br>(-) | 0<br>(-) | 6<br>(3)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 18<br>(6)       | 15<br>(6)       | 2<br>(-)  | 0<br>(-) | 4<br>(3)              |
| 合 計              | 68              | 53              | 13        | 1        | 10                    |

(注) 1. 当期末の取締役の人数は4名、監査役の人数は3名であります。

2. 上記①の決定方針は、2021年3月12日開催の取締役会にて決議されたものですが、上記②記載の当該事業年度の取締役の報酬等も、上記①の決定方針に沿うものであることを2025年5月12日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役の報酬等も基本報酬と賞与により構成されており、社外取締役及び社外監査役の全員が参加した2024年6月26日開催の取締役会で、基本報酬・賞与については2012年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた年額100百万円以内（当該定時株主総会終結時の取締役の員数は4名）で2024年7月以降の取締役4名の各報酬額を決定するにあたり、それぞれの具体的金額の全部について代表取締役社長橋本淳氏に委任しており、同氏にかかる委任に基づき、基本報酬及び賞与の各報酬ごとに、社外取締役及び社外監査役にも共有された基本報酬基準に基づいて個人別の報酬額をそれぞれ決定しております。なお、当社取締役会が、代表取締役社長橋本淳氏に対して上記委任をいたしました理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支払う各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該決定においては社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づくものとして客観性を担保し、かつ、実際の決定が当該基準に基づいているかどうかについて社外取締役及び社外監査役の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。また、同氏は、適宜必要に応じて、各社外取締役及び社外監査役の客観的な観点からの提言、助言を受けております。
3. 監査役の報酬限度額は2012年6月27日開催の定時株主総会において年額30百万円以内（当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名）で、監査役の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                 | 重要な兼職先と当社との関係                   |
|-----|-------|------------------------------------------|---------------------------------|
| 取締役 | 大茂為継  | 株式会社マルモ代表取締役社長                           | 相互に取引がありますが、その取引額はともに2%未満であります。 |
|     | 日野恵美子 | 愛知淑徳大学ビジネス学部准教授                          | 重要な取引その他の関係はありません。              |
| 監査役 | 花井謙造  | 公認会計士・税理士花井会計事務所代表<br>株式会社 T S O N 社外監査役 | 重要な取引その他の関係はありません。              |

### ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分  | 氏名    | 取締役会出席状況 | 監査役会出席状況 | 主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                       |
|-----|-------|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 大茂為継  | 13回中13回  | —        | 長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。                                   |
|     | 日野恵美子 | 13回中13回  | —        | 愛知淑徳大学ビジネス学部准教授として企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監査役 | 花井謙造  | 13回中13回  | 13回中13回  | 議案審議等の必要に応じ、主として公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。                                                                         |
|     | 中野晴之  | 10回中10回  | 10回中10回  | 議案審議等の必要に応じ、主として前職の経験から製菓及び食品業界の監査役として専門的見地から発言を行っております。                                                                |

(注) 監査役中野晴之氏は、2024年6月26日就任以降開催された取締役会は10回、監査役会は10回であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ふじみ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

16百万円

- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                |               |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|                    | 百万円           |                        | 百万円           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>10,828</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,264</b>  |
| 現金及び預金             | 2,547         | 買掛金                    | 1,090         |
| 売掛金                | 1,857         | リース債務                  | 1             |
| 商品及び製品             | 499           | 未払金                    | 408           |
| 仕掛品                | 27            | 未払費用                   | 313           |
| 原材料及び貯蔵品           | 314           | 未払法人税等                 | 146           |
| 前払費用               | 2             | 未払消費税等                 | 124           |
| 関係会社短期貸付金          | 5,500         | 前受金                    | 0             |
| その他の流動資産           | 85            | 賞与引当金                  | 161           |
| 貸倒引当金              | △7            | 役員賞与引当金                | 13            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>14,927</b> | その他の流動負債               | 5             |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>12,644</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>986</b>    |
| 建物                 | 1,991         | リース債務                  | 0             |
| 構築物                | 441           | 退職給付引当金                | 979           |
| 機械及び装置             | 1,183         | 役員退職慰労引当金              | 6             |
| 車両運搬具              | 2             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,251</b>  |
| 工具、器具及び備品          | 72            | 純 資 産 の 部              |               |
| 土地                 | 869           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>21,629</b> |
| リース資産              | 1             | 資 本 金                  | 1,160         |
| 建設仮勘定              | 8,081         | 資 本 剰 余 金              | 1,160         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>40</b>     | 資 本 準 備 金              | 1,160         |
| ソフトウェア             | 34            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>22,766</b> |
| その他の無形固定資産         | 6             | 利 益 準 備 金              | 167           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,242</b>  | その他の利益剰余金              | 22,599        |
| 投資有価証券             | 2,136         | 別 途 積 立 金              | 12,220        |
| 関係会社株式             | 32            | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 10,379        |
| 出 資 金              | 0             | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△3,458</b> |
| 長期前払費用             | 8             | 評価・換算差額等               | 874           |
| 前払年金費用             | 4             | その他の有価証券評価差額金          | 874           |
| 繰延税金資産             | 20            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>22,504</b> |
| その他の投資その他の資産       | 39            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>25,755</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>25,755</b> |                        |               |

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 14,455 |
| 売上原価         | 12,972 |
| 売上総利益        | 1,482  |
| 販売費及び一般管理費   | 800    |
| 営業利益         | 681    |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 110    |
| 雑収入          | 18     |
| 営業外費用        |        |
| 減価償却費        | 6      |
| 雑支出          | 3      |
| 経常利益         | 800    |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 0      |
| 特別損失         |        |
| 固定資産除売却損     | 14     |
| 固定資産撤去費用     | 0      |
| 税引前当期純利益     | 787    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 242    |
| 法人税等調整額      | △9     |
| 当期純利益        | 553    |

株主資本等変動計算書  
(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

|                             | 株 主 資 本      |              |              |
|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|
|                             | 資 本 金        | 資 本 剰 余 金    |              |
|                             |              | 資 本 準 備 金    | 資本剰余金合計      |
| 2024年 4 月 1 日期首残高           | 百万円<br>1,160 | 百万円<br>1,160 | 百万円<br>1,160 |
| 事業年度中の変動額                   |              |              |              |
| 剰余金の配当                      |              |              |              |
| 当期純利益                       |              |              |              |
| 自己株式の取得                     |              |              |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |              |              |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | －            | －            | －            |
| 2025年 3 月31日期末残高            | 1,160        | 1,160        | 1,160        |

|                             | 株 主 資 本    |               |               |               |               |                |
|-----------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
|                             | 利 益 剰 余 金  |               |               |               | 自 己 株 式       | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                             | 利益準備金      | その他利益剰余金      |               | 利益剰余金<br>合 計  |               |                |
|                             |            | 別途積立金         | 繰越利益剰余金       |               |               |                |
| 2024年4月1日期首残高               | 百万円<br>167 | 百万円<br>12,220 | 百万円<br>10,103 | 百万円<br>22,491 | 百万円<br>△3,457 | 百万円<br>21,354  |
| 事業年度中の変動額                   |            |               |               |               |               |                |
| 剰 余 金 の 配 当                 |            |               | △277          | △277          |               | △277           |
| 当 期 純 利 益                   |            |               | 553           | 553           |               | 553            |
| 自 己 株 式 の 取 得               |            |               |               |               | △0            | △0             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |            |               |               |               |               |                |
| 事業年度中の変動額合計                 | －          | －             | 275           | 275           | △0            | 275            |
| 2025年3月31日期末残高              | 167        | 12,220        | 10,379        | 22,766        | △3,458        | 21,629         |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計     |
|-----------------------------|-----------------|------------|---------------|
|                             | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |               |
| 2024年4月1日期首残高               | 百万円<br>803      | 百万円<br>803 | 百万円<br>22,157 |
| 事業年度中の変動額                   |                 |            |               |
| 剰余金の配当                      |                 |            | △277          |
| 当期純利益                       |                 |            | 553           |
| 自己株式の取得                     |                 |            | △0            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 71              | 71         | 71            |
| 事業年度中の変動額合計                 | 71              | 71         | 346           |
| 2025年3月31日期末残高              | 874             | 874        | 22,504        |

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

ユタカフーズ株式会社  
取締役会 御中

ふじみ監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 今井清博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市川泰孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユタカフーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

ユタカフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 奥 田 裕 治 ㊞

監 査 役 花 井 謙 造 ㊞

監 査 役 中 野 晴 之 ㊞

(注) 監査役花井謙造及び監査役中野晴之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 会社提案（第1号議案から第2号議案まで）

#### 議案及び参考事項

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主還元の基本方針として、将来事業への投資や自己資本強化を考慮し、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、今後の対処すべき投資計画と財務状況を総合的に勘案し、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額138,953,000円

(注) 中間配当金20円を含め年間配当金は1株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | はし もと あつし<br>橋 本 淳<br>(1966年 4 月27日生)     | 1989年 4 月 東洋水産株式会社入社<br>2007年 6 月 株式会社酒悦取締役<br>2011年 4 月 同社代表取締役社長<br>2015年 6 月 当社代表取締役専務<br>2016年 6 月 当社代表取締役社長<br>現在に至る                                                                                    | 4,000株            |
| 2          | やま もと よし あき<br>山 本 芳 明<br>(1963年10月28日生)  | 1982年 4 月 東洋水産株式会社入社<br>2010年 7 月 マルチャン,INC.工場長<br>2013年 3 月 東洋水産株式会社工務部長<br>2016年 2 月 同社関西事業部神戸工場長<br>2016年 8 月 同社関西事業部関西工場長<br>2020年 6 月 同社焼津工場長<br>2022年 3 月 当社本社工場長<br>現在に至る<br>2024年 6 月 当社取締役<br>現在に至る | 一株                |
| 3          | おお しげ ため つぐ<br>大 茂 為 継<br>(1964年 3 月17日生) | 1992年 9 月 株式会社マルモ入社<br>2001年 6 月 同社取締役<br>2003年 6 月 同社代表取締役専務<br>2005年 7 月 同社代表取締役社長<br>現在に至る<br>2014年 6 月 当社取締役<br>現在に至る                                                                                    | 一株                |
| 4          | ひ の え み こ<br>日 野 恵 美 子<br>(1976年 4 月25日生) | 2011年 4 月 福山大学経済学部講師<br>2014年 4 月 福山大学経済学部准教授<br>2017年 4 月 愛知淑徳大学ビジネス学部准教授<br>2023年 6 月 当社取締役<br>現在に至る<br>2025年 4 月 愛知淑徳大学ビジネス学部教授<br>現在に至る                                                                  | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大茂為継氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ており、同氏が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
3. 大茂為継氏は、長年にわたり株式会社マルモの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、大茂為継氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 日野恵美子氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ており、同氏が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 日野恵美子氏は、大学教授として経営学の分野で高い見識と専門性を有しており、教授としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、日野恵美子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、現在、前記「会社役員に関する事項」(11、12ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。上記の取締役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

<ご参考>

スキル・マトリックス

|       |         |       | 企業経営 | 財務・会計 | コンプライアンス | 営業 | 人事・労務 | 品質・生産・研究開発 | ESG・サステナビリティ |
|-------|---------|-------|------|-------|----------|----|-------|------------|--------------|
| 橋本 淳  | 代表取締役社長 |       | ●    | ●     | ●        | ●  | ●     | ●          | ●            |
| 山本 芳明 | 取締役     |       | ●    |       | ●        |    |       | ●          | ●            |
| 大茂 為継 | 取締役     | 独立・社外 | ●    |       |          | ●  |       |            |              |
| 日野恵美子 | 取締役     | 独立・社外 |      |       | ●        |    | ●     |            | ●            |
| 奥田 裕治 | 監査役     |       |      |       | ●        |    |       |            | ●            |
| 花井 謙造 | 監査役     | 独立・社外 | ●    | ●     |          |    |       |            |              |
| 中野 晴之 | 監査役     | 独立・社外 | ●    | ●     | ●        |    |       | ●          | ●            |

※上記の一覧表は各氏の経験などをふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、各取締役及び各監査役の有する全てのスキルや、専門的な知見を表すものではありません。

### 株主提案（第3号議案から第8号議案まで）

※第3号議案から第8号議案は、株主様（1名）からのご提案となっております。なお、各議案の提案の内容及び理由は、提出されたものを原則として原文のまま記載しております。

当社取締役会は、本株主総会における全ての株主提案議案に反対いたします。

#### 第3号議案 剰余金の処分の件

##### （1）議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社代表取締役が剰余金の処分に関する議案を提出する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

##### ア 配当財産の種類

金銭

##### イ 1株当たり配当額

金62円から、本定時株主総会において、当社代表取締役が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社代表取締役が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金62円）

##### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

##### エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

## (2) 提案の理由

当社は、過去30年間の平均ROEが7.1%であるのに対し、直近10年間平均ROEは4.2%、2025年3月期ROEは2.5%と資本効率は悪化の一途を辿っている。

2022年6月に突如発表された投資予定額を99億円とするチルド新工場計画は、採算性について一切開示がなく（提案株主は現在、裁判手続により検討状況に係る資料開示を求めている）、かつ全額自己資金で行うとしている。当該新工場への投資総額は、2025年3月には十分な説明や根拠もなく突然147億円に増額することが発表された。しかしながら、現時点で資本効率の改善の見通しは立っていない。

当社は、低配当性向により株主価値を毀損することを止め、資本コストやリスクを考慮した資本構成に基づく成長投資を行うべきである。

そこで、提案株主は当期の純利益に相当する額から中間配当20円を控除した62円を今期の配当額とする剰余金の処分の実施を提案する。

### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主還元の基本方針として、将来事業への投資や自己資本強化を考慮し、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して行うこととしております。

このような基本方針に基づき、2025年3月期については、会社提案である第1号議案「剰余金の処分の件」のとおり、中間及び期末を合計して1株あたり40円の配当とすることをご提案しております。これは配当性向約50%の水準であります。

当社は、最適な設備投資と業務の効率化・適正な生産体制による筋肉質なコスト構造への転換を図るとともに、当社独自技術からの積極的な製品提案・開発体制の強化によって売上を拡大し収益力を強化することに対処すべき課題としており、2023年3月期から2025年3月期の3ヵ年において新しい生産体制構築による飛躍に向けての準備期間と位置付け、自社ブランド強化、省力化・省人化による利益体質工場への転換、ダイバーシティ推進（人材育成）に取り組む各種施策を実施して参りました。

当社は、「人・食・味を豊に」の企業理念のもと、皆様に信頼され、地域社会とともに成長する会社を目指して、今後も各種の取り組みを実施して参ります。とりわけ、2023年3月期から2025年3月期の3ヵ年の中期経営計画において着手した愛知県武豊町所在の本社工場における新工場の建設については、これを着実に継続することが、人材不足への対応をさらに加速させ、かつ衛生的で働きやすい設備により高品質かつ低コストの安心・安全な製品を供給できる体制整備のために最優先課題として取り組んでおりますところ、2023年2月以降の急激な物価上昇や為替変動により建築資材価格や人件費高騰などの煽りを受け、「（開示事項の変更）固定資産の取得（新工場建設）に関するお知らせ」（2025年3月14日公表）にてお知らせしたとおり、建築コストの大幅な増加が見込まれて

いるところであり、年間の利益から生じる剰余金処分後の資金を、このコスト増への対応に活用することにより、収益基盤の強化と持続的成長を目指しております。

したがって、本株主提案にかかる内容の剰余金の処分を行うことは、当社が取り組んでいる新工場の建設コスト増への対応に支障を及ぼすおそれがあり、中長期的な企業価値向上と持続的成長を図る観点からは、適切でないと判断しております。

## 第4号議案 定款一部変更の件①

### (1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会</p> <p>（2） 監査役</p> <p>（3） 監査役会</p> <p>（4） 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会</p> <p>（2） 監査等委員会</p> <p>（削除）</p> <p>（3） 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は12名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>3 代表取締役は、当会社を代表し会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条</p> <p>1・2 (条文省略)</p> <p>3 取締役の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> | <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>3 代表取締役は、当会社を代表し会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> 第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u><br/> 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>&lt; 新 設 &gt;<br/> &lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> 第24条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u><br/> 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br/> 第26条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |

## (2) 提案の理由

当社の経営陣は親会社である東洋水産株式会社の出身であり、当社の売上と原料仕入れはいずれも約7割が親会社との取引によるものである。こうした状況下、親会社の優越的地位から生じる利益相反取引によりコンプライアンス違反が起こるリスクは極めて高かったといえる。

2022年6月に突如発表されたチルド工場新工場計画は、引き続き当社のガバナンス不全を露呈した。2025年3月には147億円への増額が突然発表されたが、少数株主に対して、その根拠と正当性を十分に説明していない。その上、当初の投資計画でも新たな大規模な投資計画でも、期待される投資収益についての説明は未だになされていない。これは基本的なガバナンスと情報開示が欠如している。

そこで、当社の将来にとって極めて重要な問題が生じており、コーポレートガバナンス強化が喫緊の課題であると思料し、妥当性監査をも職責とする監査等委員会設置会社への移行を改めて提案する。

### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、法令順守の重要性に鑑み、監査役が独任制の強固な権限に基づいて監査を行うことができる監査役会設置会社を選択して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図った上で、さらに、社内取締役の員数と同数以上を独立社外取締役として取締役会を構成することにより取締役会における経営の効率性・機動性の確保と少数株主保護の実現を両立させております。

当社の監査役は3名体制ですが、社内監査役を1名とし、社外監査役を2名として監査役会の過半数が独立社外監査役で構成されており、社内監査役である常勤監査役が経営会議等の社内の主要な会議にも陪席し適宜発言を行うとともに、適時に社外監査役と認識共有して指摘があればそれを執行サイドにフィードバックするなど、執行サイドのモニタリングを行っております。さらに、内部監査部による内部監査の結果は監査役に共有され、監査役が必要と認めた場合、内部監査部に必要な事項を直接指示することができる体制を構築することにより、自発的な内部統制のチェック機能を強化しております。

もとより利益相反取引等のコンプライアンス違反といった法令違反は適法性監査を職責とする監査役によって遍く監査されておりますが、さらに、以上のような仕組みを持つ当社の監査体制は、経営監視機能の観点からしても有効かつ実効的に機能していると判断しております。

そのような当社の監査体制の下で、さらに、当社は、取締役会における経営の意思決定での少数株主保護を確保することができる仕組みを採用しております。すなわち、当社の取締役のうち、社内取締役の員数を業務遂行上必要最小限度に止めるとともに、社内取締役の員数と同数以上の社外取締役を招聘することとして取締役会の半数以上が他社での豊富な経験や知見を有している社外取締役で占められる体制とすることで、出席取締役の過半数の賛成で決議が成立する取締役会における当社の経営の意思決定に当たって少数株主保護の観点から社外取締役のみの判断で、これを差し止めることができるようにし、取締役会における経営の意思決定での少数株主保護を確保するコーポレート・ガバナンス強化を図っております。

当社としては、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に向け、当社の機関設計についても不断に検討を行っていく所存ではございますが、現状の体制としては、以上に述べたとおり、監査役会設置会社が適切であり、現時点では、監査等委員会設置会社に移行する必要はないと判断しております。

# 第5号議案 定款一部変更の件②

## (1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| < 新 設 > | <p>第7章 少数株主保護</p> <p><u>（資本効率の説明）</u></p> <p><u>第35条 当社は、上場企業である限り、東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当会社が把握する加重平均資本コストおよびその算定根拠を開示するなどにより、資本効率について説明することとする。</u></p> |

## (2) 提案の理由

全てのステークホルダーにとって、その企業の存続と健全な成長が最も重要であり、それには資本コストを上回る経済価値を継続的に創出することが必要条件である。東京証券取引所は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」において、資本コストや資本収益性について分析し、改善策を投資家を開示することを求めている。

しかしながら、当社はROEを重要な経営指標の一つと表明しているにもかかわらず、資本コストや資本効率性に関する具体的な目標数値を一切開示していない。株主価値を毀損し続ける資本政策を取り続け、経営陣に危機感や変革へのスピード感が皆無である。当社の経営陣は、親会社により保身されているために、結果に対するモラルハザード（責任感の欠如）が生じているものと言わざるを得ない。

そこで、提案株主は、当社の資本市場に対する説明責任を明確にし、健全な成長を促進するため、定款の一部変更を提案する。

### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

東京証券取引所は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（2023年3月31日公表）（以下「本対応ガイドライン」といいます。）において、プライム市場・スタンダード市場の全上場会社に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その内容や市場評価に関して取締役会で分析・評価を行い、改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取り組みを取締役会で検討・策定し、その内容について現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示することを求めています。

しかしながら、開示の形式につきましては、本対応ガイドラインでは、経営計画や自社ウェブサイト等での開示形式が考えられると示されていますが、いずれの形式で開示する場合でも、投資者における把握のしやすさという観点から開示を行っている旨やその閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の記載欄への記載を求めているに過ぎません。

当社は、株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標の一つとして、株主資本効率及び株主還元等のバランスを考慮しつつ、中長期的な企業価値の向上の実現を可能とするために必要な財務基盤を確保する方針を資本政策の基本的な方針として当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しており、この方針に従い、本対応ガイドラインに基づき、当社の企業価値向上による株主共同の利益に適った方策を検討しております。PER、PBR、ROE等の数値や資本コストの開示についても選択肢として排除せずに検討しているところであり、近く、当社の企業価値向上による株主共同の利益に適った方策の検討結果を踏まえてなるべく情報開示して参る所存ではありますが、そうであるにもかかわらず、本議案は、加重平均資本コスト及びその算定根拠を開示するなどにより資本効率についてコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載することを会社の根幹規範である定款に一律かつ固定的に定めるものであり、しかも、当社の定款で公表を義務付ける内容が本対応ガイドラインの求めるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載内容を逸脱しており、会社の状況に応じた適切な対応を行うことが制約される結果となるため、適切ではないと判断しております。

## 第6号議案 定款一部変更の件③

### (1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| < 新 設 > | <u>第2章 株式</u><br><u>（自己株式の消却）</u><br><u>第13条 当社は、会社法178条2項に定める規定</u><br><u>によるほか、株主総会の決議によって、自己株式の消</u><br><u>却を決定することができる。</u> |

### (2) 提案の理由

当社は、発行済株式数の21.3%にも相当する1,884,500株の自己株式を保有している（2024年9月末時点）。これほどの大量の自己株式を保有している企業は資本市場の中でも例外的である。それにもかかわらず、当社はその合理性や戦略を明らかにしておらず、当社の株主はこれらの大量の株式が再び株式市場に出回ることによって株式価値が希釈化されるリスクに晒されている。

このような大量の自己株式を保有する合理的な理由がないのであれば、当該リスクを排除し、投資家が当社株式の真の価値を把握できるようにするため、全ての自己株式を消却すべきである。これにより当社の企業価値を高めることが可能になる。

そこで、提案株主は、株主総会において自己株式の消却について決議できるよう、定款の一部変更を提案する。

#### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は、第7号議案により全ての自己株式の消却を本総会にて決議するために、株主総会決議事項に自己株式の消却を加える定款の変更を行うものですが、取締役会設置会社における所有と経営の分離による経営効率化の権限分配について会社法が定める原則を修正するものです。

当社は、会社法が定める原則的権限配分の下で、資本政策については、企業価値向上と株主共同の利益の最大化のため、中長期的な経営戦略の中で定め、かかる資本政策を踏まえた具体的な施策等は、自己株式の取得や処分を含め、経営戦略との整合性を考慮しながら、将来的なM&Aや資金調達の必要性等の時機に応じて機動的に取り組んで参りたいと考えております。

本議案は、その提案理由によれば、第7号議案により全ての自己株式の消却を本総会にて決議するためのものであり、当社を取り巻く経営環境を踏まえた時期に応じた機動的な取り組みの選択肢を当社から奪うものであるため、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

### 第7号議案 自己株式の消却の件

#### (1) 議案の要領

第6号議案「定款一部変更の件③」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式1,884,500株を消却する。

#### (2) 提案の理由

提案株主は、第6号議案「定款一部変更の件③」において、株主総会の決議によって、自己株式の消却を決定することができる旨の定款変更を提案した。そこで、この議案が承認可決されることを条件として、自己株式の全部（1,884,500株）を消却することを提案する。

#### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案への反対理由は、第6号議案に対する取締役会の意見で述べたとおりです。

なお、本議案は、第6号議案の承認可決を条件としており、同議案が否決された場合には、本総会で採決されることはありません。

## 第8号議案 定款一部変更の件④

### (1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| < 新 設 > | <u>第8章 政策保有株式</u><br><u>（政策保有株式の売却）</u><br><u>第36条</u><br><u>当会社は、2026年3月31日までに全ての政策保有株式を売却し、同日以降、原則として、政策保有株式を保有しない。</u> |

### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード【原則1－4. 政策保有株式】は、「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべき」、「保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべき」とする。

当社の売上と原料仕入れは、約7割が親会社である東洋水産株式会社であり、かつ、当社業績の低下が止まらない状況に鑑みれば、当社が「取引強化のため」とする政策保有株式の保有理由に妥当性は認められず、資本コストに見合っているとは言い難い。特に、親会社も17.6%の株式を保有する仙波糖化工業株式会社への8.8%の出資は正当化できない。政策保有株式を保有し続けることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものであると思料する。

そこで、提案株主は、政策保有株式の全てを売却することを提案する。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取引関係の維持・強化などを通じ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながると判断できる場合に限り、政策保有株式を保有する方針を定めています。かかる方針に従い、当社は、保有する各政策保有株式についても、少なくとも年に1回、取締役会において、中長期的な経済合理性を検証するとともに、事業戦略上の重要性、取引上のシナジー拡大等を基に保有意義を総合的に判断した上で、個別銘柄毎に議論を行って売却も含め適切に見直しを行っております。

本議案は、当社が保有する政策保有株式の全てについて、2026年3月31日までに処分する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、個別銘柄の株価水準や取引関係の維持・強化による当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上などを考慮せずに、当社が保有する政策保有株式の短期間での売却を義務付け、さらには、以後の政策保有株式の保有を原則禁止するものであるため、適切でないと判断しております。

以 上

## 株主総会会場のご案内図

会 場 愛知県知多郡武豊町字大門田11番地  
武豊町民会館 輝きホール



### 交通機関

名鉄河和線 知多武豊駅よりタクシーで5分  
JR武豊線 武豊駅よりタクシーで7分  
知多半島道路 武豊ICより車で5分

※名鉄知多武豊駅及びJR武豊駅からの送迎は、従来通りさせていただきます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

